

令和5年 第1回宮代町教育委員会定例会会議録					
招集年月日	令和5年1月20日 午後2時00分		開催場所	宮代町教育支援センター2階会議室	
開閉の日時	令和5年1月20日 午後2時00分		教育長	中村 敏明	
及び宣告者	令和5年1月20日 午後3時20分		教育長	中村 敏明	
議長代理	—	仮議長	—	会議録調製員	小川 雅也
委員出席状況			議案説明等		
番号	氏名	出席の有無	教育推進課長	大場 崇明	
教育長	中村 敏明	出席	学校管理幹兼副課長（学校教育）	竹内 知子	
職務代理	深井 美智子	出席	生涯学習室長	新井 庸一	
教育委員	吉澤 久美子	出席	主幹（教育総務）	小川 雅也	
教育委員	瀧ヶ崎 隆司	出席			
教育委員	山田 鋭生	出席			
議案件名					
概要報告 概要報告 事務局報告 （1）学校教育関係 ア 2月の行事予定について イ 2月の事業予定について （2）生涯学習関係 2月の事業予定について 協議事項 （1）宮代町いじめ防止基本方針の改定について 傍聴者0名					

開 会 午後 2 時 00 分	
1 開会の宣言	
中村教育長	令和 5 年第 1 回定例教育委員会をこれより開会いたします。 (全委員の出席を確認)
2 挨拶	
中村教育長	(挨拶)
3 概要報告	
中村教育長 小川主幹 中村教育長	前回定例会以降の概要につきまして、事務局より報告します。 (資料により概要報告を行う。) 以上報告につきまして、御質問等ございますか。 (意見、質問なし) 次に、4 事務局報告に移ります。 (1) 学校教育関係 事務局報告 (1) 学校教育関係について、説明をお願いします。
4 事務局報告	
(1) 学校教育関係	
竹内学校管理幹 中村教育長 深井委員 竹内学校管理幹 瀧ヶ崎委員 竹内学校管理幹 瀧ヶ崎委員 竹内学校管理幹 中村教育長	(1) 学校教育関係 ア 2月の行事予定について イ 2月の事業予定について (資料に沿って説明を行う。) ただいまの報告に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 実力テストについてですが、昨年同様に、新型コロナウイルスの感染や発熱がある場合に予備日を設けていますか。 別日で受けられるように用意しています。 百間中学校が東小と笠原小で出前授業を行います、どの学年を対象としているのですか。 6年生を対象としています。小中一貫の取組で、中学校の授業を体験するものです。中学校の教員が小学校で一時間ずつ指導を行います。 3学級それぞれで実施するのですか。 社会の教員 2 名と数学 1 名で、3 学級で実施する等、学校同士で計画を工夫して行います。 御質問等ございますか。 (質問、意見なし) 次に、事務局報告 (2) 生涯学習関係について 説明をお願いします。
(2) 生涯学習関係	
新井室長	(2) 生涯学習関係

中村教育長	<p>2月の行事予定について (資料に沿って説明を行う。)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問、御意見をお受けいたします。 (意見、質問なし)</p> <p>次に、5 協議事項に移ります。(1) 宮代町いじめ防止基本方針の改定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>5 協議事項 (1) 宮代町いじめ防止基本方針の改定について</p>	
<p>竹内学校管理幹</p> <p>中村教育長</p> <p>山田委員</p> <p>竹内学校管理幹</p> <p>中村教育長</p> <p>吉澤委員</p> <p>大場課長</p> <p>瀧ヶ崎委員</p> <p>竹内学校管理幹</p> <p>瀧ヶ崎委員</p> <p>竹内学校管理幹</p> <p>吉澤委員</p> <p>竹内学校管理幹</p> <p>山田委員</p>	<p>(1) 宮代町いじめ防止基本方針の改定について (資料に沿って説明を行う)</p> <p>ただいまの説明に対して、御質問、御意見をお受けします。</p> <p>改定の趣旨をもう少し詳しく教えてください。</p> <p>より活用しやすいものにする必要がありました。今回の改正により、手順などを明確にしました。教育的な視点から、問題行動をとってしまった後に、どのように指導するか、生き方を学ばせるか等の内容も加味しながら改正案を作成しました。</p> <p>基本方針は、国から県、市町村という流れもあり、国の方針をベースとしていますが、町の実情にあっていない部分もありました。実際に重大事案が発生し、宮代町いじめ問題調査委員会からも基本方針の内容について直すべき部分があると指摘があったため、より実情に即した具体的なものに改定を行ったものです。</p> <p>8ページの「いじめ不登校対策会議」と「いじめ問題対策連絡協議会」はどう違うのですか。また、年3回の会議はなくなるのですか。</p> <p>法で定める「いじめ問題対策連絡協議会」について、新たに立ち上げるのではなく、既存の「いじめ不登校対策会議」がその役割を兼ねるという内容です。「いじめ不登校対策会議」については、これから制定する予定の条例に定める方向性ということもあり、基本方針から削除いたしました。年3回の会議などがなくなるわけではありません。条例の案は、改めて御報告いたします。</p> <p>17ページに「(仮称) いじめ対策委員会」とありますが、(仮称) はどのような意味ですか。</p> <p>全ての学校に設置していますが、学校毎に名称が異なるため、(仮称) としています。</p> <p>「(仮称) いじめ対策委員会」への外部専門家の依頼は各学校でやるのですか。必要に応じて、教育委員会で支援をしています。</p> <p>「(仮称) いじめ対策委員会」は定例的に開催するものですか。未然に防ぐためには、定例的に話し合いを行うのが効果的と感じました。</p> <p>事案が起きた場合に開催していますが、今後は定期的な開催の必要性も高まると考えています。</p> <p>7ページの(3) ④について、加害児童・被害児童の双方に触れているが、学級</p>

		<p>の子供たちについても触れていない理由はありますか。一般的には触れていると思いますが。</p> <p>御意見を踏まえて、検討します。</p> <p>4ページに「文科省調査等より」とありますが、「問題行動調査」のことだと思うので、具体的な調査名としてはいかがですか。</p> <p>調査は随時行われており、調査名称が変わっても通用するようにこの文言としていますが、この点も確認のうえ、必要に応じて検討します。</p> <p>27ページ「1 重大事態への対応の概要」と29ページ「2 学校又は教育委員会による重大事態の調査等の具体」は、対応関係が分かりにくいので、整理した方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>「1 重大事態への対応の概要」は全体ですが、「2 学校又は教育委員会による重大事態の調査等の具体」は教育委員会と町長部局にわかれて記載していますが、検討します。</p> <p>他に御質問等がございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>資料の量が多くありますので、他に気づいた点等がありましたら、御連絡下さい。</p> <p>それでは、協議事項を終了します。</p> <p>続きまして、6 その他 に移ります。</p>
6 その他		
中村教育長		事務局から何かありますか。
事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・竹内学校管理幹「小中学校における新型コロナウイルスの感染状況」について報告 ・新井室長「宮代町二十歳のつどい」の報告について報告
7 次回教育委員会について		
小川主幹		次回は、2月22日(水)午前9時30分からを予定しています。
8 閉会		
(閉会 午後3時20分)		